

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

## 背景・必要性

### 1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

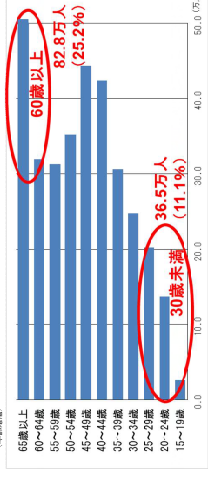
#### <時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回るものの出来ないもの:
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

### 2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、○ 後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

#### <年齢構成別の技能者数>



### 3. 持続可能な事業環境の確保

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、○ 後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

## 法案の概要

### 1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

### 3. 持続可能な事業環境の確保

■ 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経營業務管理体制を有することを求めることとする。

■ 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

### 2. 建設現場の生産性の向上

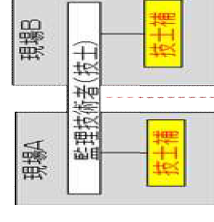
(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たさず場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>



監理技術者の兼務可能

主任技術者の設置を不要化

# 1. 建設業の働き方改革の促進

## 長時間労働の是正

### 中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

- 違反した場合、勧告
- 従わないときは、その旨を公表

※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

<参考>

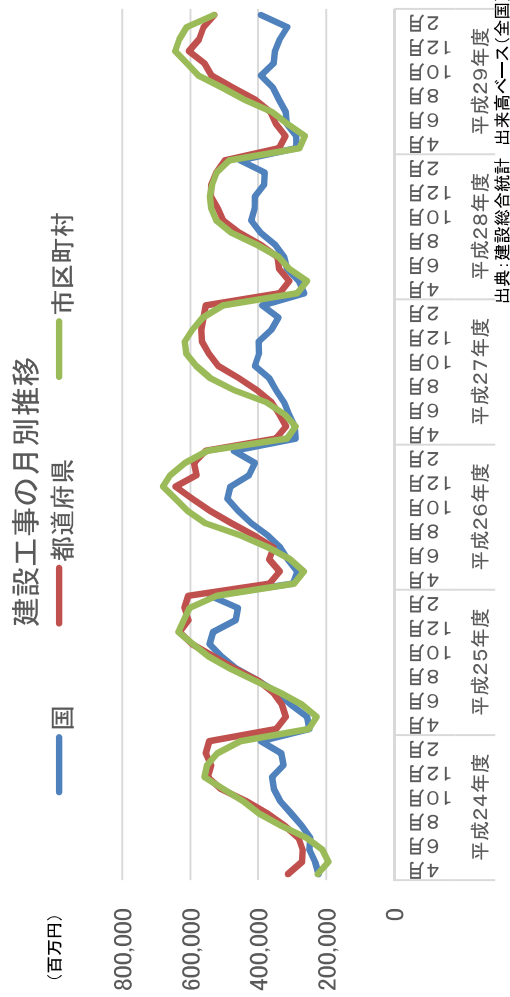
建設業の働き方改革のため、建設省庁連絡会議において、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、関係省庁に要請。



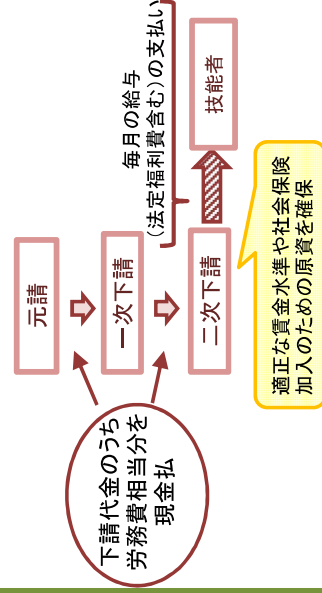
## 平準化

<入契法にて措置>

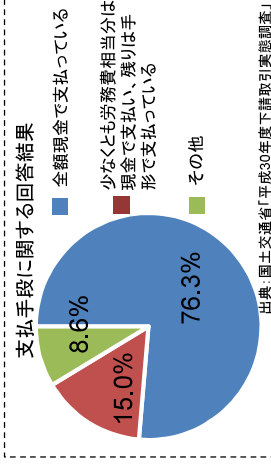
入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)  
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



## 処遇改善

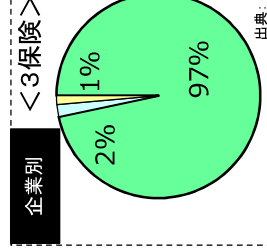


下請代金のうち労務費相当分について現金払  
 ↓  
 下請労働者の処遇改善



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

↑  
**不良・不適格業者の排除**  
 や公正な競争を促進



※省令事項として位置付け

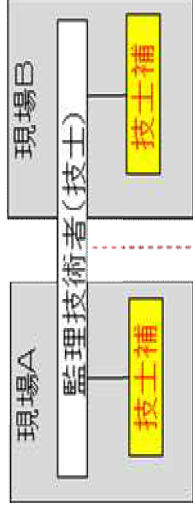
# 2.建設現場の生産性の向上

## 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

### 元請

- 監理技術者の専任緩和  
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を補佐する**制度の創設**  
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

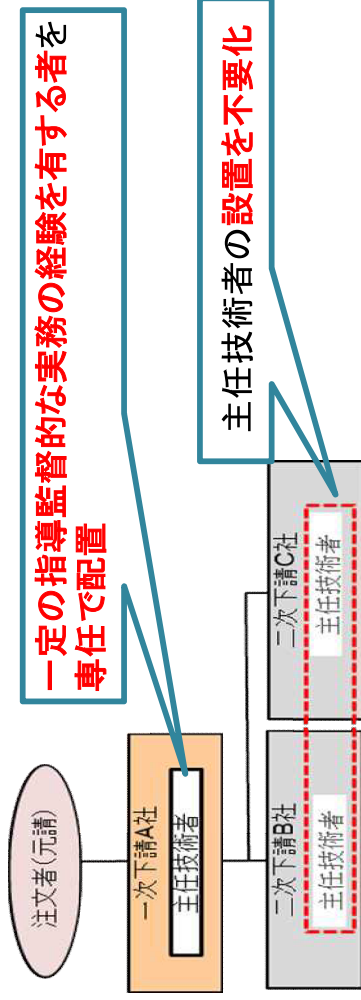
### <現行制度>

監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

### 下請

#### ○ 専門工事一括管理施工制度の創設

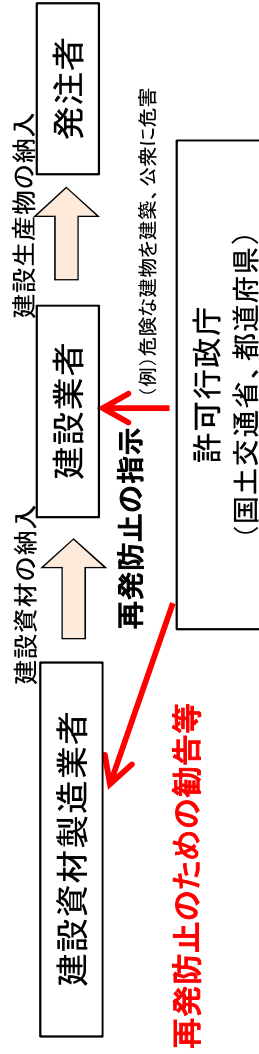
- 以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする：
  - ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
  - ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
  - ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

## 建設工事の施工の効率化の促進

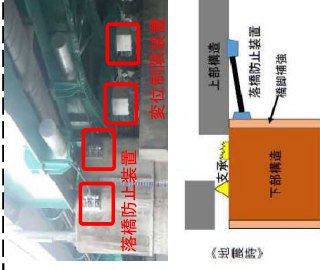
建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**



再発防止のための勧告等

➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた**生産性の向上**

落橋防止装置等の溶接不良  
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)  
【事案概要】  
耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発生



(出典:建設)

# 3. 持続可能な事業環境の確保等

## 経営業務管理責任者に関する規制の合理化

- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ること必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築(再掲)

### 【現行の許可制度の要件】

(1) 経営の安定性
経営能力 (経営業務管理責任者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>↑ 事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>財務的基礎 (請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)</li> </ul>
(2) 技術力
業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
(3) 適格性
<ul style="list-style-type: none"> <li>誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)</li> </ul>

## その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供  
 工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止  
 元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

## 円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

↑ 許可の空白期間なく事業承継が可能に



## 建設業許可証揭示義務緩和

工事現場における下請業者の建設業許可証揭示義務を緩和

## 施工技術の確保

建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

## 災害時における建設業者団体の責務

迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化